

京丹後市子どもの権利条例(仮称)の基本的な考え方

1 諮問に至った経過と条例制定の趣旨

(1) 市議会からの政策提言と諮問の趣旨

令和8年3月、京丹後市議会から「子どもにやさしいまちづくり条例（仮称）」の制定に関する政策提言が提出されました。市として、この提言の趣旨を受け止め、こども計画と一体的に検討を進めるため、本審議会に諮問するものです。

【市議会からの提言内容要旨】

区分	主な内容
提言の背景・趣旨	- 少子化の進行や家庭環境の多様化により、子ども・子育てを取り巻く課題が幅広い分野に及んでおり、個別施策だけでなく、市全体で子どもと子育て家庭を支える方向性を明確にする必要がある。 - こども計画を「こども基本法」の理念や各種施策と確実に連動させるため、「市全体で子どもを育む」方向性を条例で明確に位置付ける。 - 子どもの意見表明の尊重や、権利侵害に対する相談・救済の仕組みを制度的に担保する。
市民の声との関係	令和7年6月定例会で「妊婦とおなかの赤ちゃん子育て応援宣言」に関する陳情を採択した経過を踏まえ、条例を同宣言の趣旨を具現化する法的基盤として位置付け、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を一体的に推進することを期待する。
基本理念	「子どもの最善の利益」を基本に、子どもを権利の主体として尊重し、家庭・地域・学校園・事業者・行政が連携して、まち全体で子どもと子育て家庭を支える。
条例に盛り込む方向性	①子どもの権利理解と社会環境づくり ②安心して過ごし、遊び・人との関わりを通じて育つ生活環境の保障 ③意見表明とまちづくり等への参画 ④権利侵害・困難への相談・救済の仕組み ⑤こども計画との連動と施策推進 ⑥定期的な検証・見直し

【参考】

子どもの権利条約総合研究所によると、子どもの権利保障を図る総合的な条例を制定している自治体は、令和8年1月現在で93自治体

(2) こども計画策定と条例検討の関係

こども計画は具体的な施策を進めるための計画であり、その前提となる「子どもをどのような存在として捉えるのか」「子どもの権利をどのように保障するのか」「家庭、地域、学校園、事業者、行政がどのような役割を担うのか」を市全体で共有する必要があります。

このため、条例で子どもの権利保障に関する基本理念とまち全体の役割を明らかにし、その理念を踏まえて、こども計画で具体的な施策を定めます。

(3) 調査・意見聴取から見える主な課題

区分	対象・規模	主な結果
市議会 市民アンケート	18 歳以上市民 668 件	「子どもの権利条約」を知らない 275 件。 子どもの声をまちづくりに反映することについて「積極的に取り入れるべき」383 件、「ある程度参考にすればよい」267 件。地域や社会全体で子育てを支えるべきとの回答も多数。
市議会 事業所向け アンケート	市内事業所 743 社	子育て中の従業員への配慮は「ある」155 社、「ない」588 社。休暇取得、勤務時間の融通、育児休業等の取組が見られる一方、職場全体での両立支援の促進が課題。
子ども向け アンケート 調査	小・中・高校生 アンケート 2,235 件	こどもの権利を「よく知っている」は全校種で 13%以下。 意見表明経験は全校種で 2 割未満

(4) 京丹後市まちづくり基本条例との関係

まちづくりの最高規範である京丹後市まちづくり基本条例では、「次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまちづくり」をまちづくりの目標として掲げ、青少年のまちづくり参加、学校・家庭・地域の連携による子どもの育成を定めています。

本条例は、その理念を子どもの権利保障の視点から具体化するものです。

【参考】京丹後市まちづくり基本条例（抜粋）

（青少年の権利）

第 13 条 満 18 歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

2 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。

（子どもの育成）

第 30 条 市及び市民は、子どもを学校、家庭及び地域の連携により支え、安心して子育てができる環境をつくる責務を有する。

2 考慮すべき視点

No.	視点	考え方
1	子どもを権利の主体として尊重する	保護や支援の対象としてのみ捉えるのではなく、一人ひとりの人格と個性を尊重する。
2	子どもの最善の利益を大切にする	子どもの今と将来にとって何が最もよいかを第一に考える。
3	意見表明と参加を保障する	自分に関わることやまちづくりについて意見を表明し、その意見が尊重される機会を確保する。
4	安心して育ち、学び、遊び、過ごせる環境を整える	居場所、相談支援、学び・体験、安全・安心な生活環境づくりを進める。
5	困難を抱える子どもや家庭を支える	虐待、いじめ、不登校、貧困、障害や発達特性、ヤングケアラー、孤立等を早期に把握し、必要な支援につなげる。
6	まち全体で支え、育ち合う	家庭、地域、学校園、事業者、関係機関、行政が連携し、子どもと子育て家庭を支える。子どもの声や姿から大人や地域も学び、変わっていく。

3 条例の構成イメージ

項目	主な内容
前文	条例制定の背景、子どもの権利を保障するまちづくりへの決意
総則	目的、定義、基本理念
子どもの大切な権利	生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利
責務及び役割	保護者、育ち学ぶ施設、地域住民等、事業者、市の責務・役割
意見表明及び参加	意見表明の機会、意見の尊重、まちづくり等への参加・参画、施策への反映
環境整備	学び・遊び・体験、居場所、発達支援、相談体制、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、いじめ・虐待等の防止
権利擁護	安心して相談でき、必要な支援・救済につながる体制。独立性・中立性に配慮した相談・救済の在り方は今後検討
推進体制	こども計画との連動、庁内・関係機関連携、評価・検証・見直し

○丹波市こどもの権利に関する条例

令和7年3月27日
条例第14号

全てのこどもは、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。

また、自ら育つ力と多くの可能性を持ち、次代の社会を担うこどもが、安心して今を幸せに生き、夢や希望を抱きながら、心身ともに健やかに成長するためには、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られ、甘えたいときに甘えられ、自分らしく育ち、自分の思いや意見を自由に表明し、社会に参画できる権利が保障される必要があります。

こどもは、周囲の人々から愛され、思いが受け止められ、認められていると実感することで、自己肯定感を抱き、自己決定の体験を積み重ねながら自己実現に向かう意欲を高めることができます。そして、様々な人との関わりや、いろいろな経験を通じて、自分を大切にする気持ちや他者を思いやる心を養いながら自立し、成長していきます。

大人は、こどもを単に守られる存在としてではなく、権利の主体として尊重し、誠実に向き合い、その思いや意見を十分に受容し、こどもにとって最善の利益を優先して考え、支えていく責任があります。

私たちは、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法等の趣旨を踏まえ、全てのこどもが心身ともに健やかに成長し、及びその権利が擁護され、将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、全てのこどもが生まれながらに持っている権利の内容を明らかにするとともに、こどもの権利を守るための社会の責務や役割を定めることで、こどもが健やかに自分らしく成長し、将来にわたり身体的、精神的及び社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) 自己肯定感 自分の良い面だけでなく悪い面も含めて、自分は自分で良いと受け止めることができる感覚をいいます。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。
- (5) 市民 市内に住所を有する人、働く人又は学ぶ人及び市内で事業活動を行う個人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例に規定するこどもの権利は、次の各号に掲げる理念に基づき保障されなければなりません。

- (1) こどもが権利の主体として尊重されること。
- (2) こどもの最善の利益が優先されること。
- (3) こどもの年齢及び成長に配慮されること。
- (4) こどもがあらゆる差別をされないこと。

(生きる権利)

第4条 こどもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) こどもの気持ちが理解され、愛情を持って育まれること。
- (3) 心身の健康に配慮され、適切な医療及び福祉が受けられること。
- (4) いじめ、虐待、体罰その他あらゆる形の暴力を受けず、また放置されないこと。
- (5) あらゆる差別をされず、また社会的に受け入れられること。

(育つ権利)

第5条 こどもは、社会の中で自分らしく育つために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 遊び、学び、休み、のびのびと育つこと。
- (2) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (3) 自分に関することを年齢及び発達の程度に応じて主体的に決めること。
- (4) 心身ともに安心して過ごせる居場所が確保されること。
- (5) 成長に必要な情報の入手及び活用ができること。
- (6) 文化、芸術、スポーツ及び自然に触れ、親しむこと。

(守られる権利)

第6条 こどもは、自分を守り、又は自分が守られるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) こどもであることを理由に、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 障がい、性別、国籍、家庭の状況等を理由として、不利益を受けないこと。
- (5) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (6) 困ったこと、心配していること、不安なことについて、いつでも相談できること。

(参加する権利)

第7条 こどもは、自分たちに関わることについて意見を述べ、社会に参加するために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 仲間を作り、自由に集うこと。
- (2) 自己表現及び意見の表明ができ、年齢及び発達の程度に応じてそれらが尊重されること。
- (3) 社会に参画し、意見等が生かされる機会があること。
- (4) 意見の表明や社会への参画に際し、適切な支援が受けられること。

(保護者の役割等)

第8条 保護者は、その養育するこどもの発達及び養育について第一義的な責任者であることを認識し、そのこどもの権利を保障しなければなりません。

2 保護者は、その養育するこどもの最善の利益を考慮し、そのこどもの成長及び発達の程度に応じた支援に努めるものとします。

3 保護者は、その養育するこどもの言葉や表情、しぐさから、こどもの思いや考えを受け止め、これを尊重するものとします。

4 保護者及びこどもと同居する者は、そのこどもに対して、虐待、体罰等を行ってはなりません。

5 保護者は、そのこどもの養育に当たり、支援が必要な場合には支援を求めるようにしなければなりません。

(育ち学ぶ施設の役割等)

第9条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置者等」という。)は、こどもの権利を保障しなければなりません。

2 施設設置者等は、こどもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、又は活動することができる環境の整備に努めるものとします。

3 施設設置者等及び職員(以下「施設関係者」という。)は、こどもの最善の利益を考慮し、年齢及び発達 の程度に応じた適切な支援に努めるものとします。

4 施設関係者は、こどもが、行事等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとします。

5 施設関係者は、こどもに対して、虐待、体罰等を行ってはなりません。

6 施設関係者は、いじめの防止に努めるものとします。

7 施設関係者は、虐待、体罰、いじめ等が発生した場合には、関係機関と連携し、こどもの救済等に努めるものとします。

8 施設設置者等は、こどもの権利を保障するための必要な活動に当たり、支援が必要な場合には支援を求めるようにしなければなりません。

(市民の役割等)

第10条 市民は、こどもの権利が保障されるよう、家庭、育ち学ぶ施設及び地域で相互に連携を図りながら協力しなければなりません。

2 市民は、地域の中でこどもを見守り、こどもが安心して過ごせるよう努めるものとします。

3 市民は、こどもが、地域の行事等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとします。

4 市民は、こどもに対して、虐待、体罰等を行ってはなりません。

5 市民は、こどもの権利を保障するための必要な活動に当たり、支援が必要な場合には支援を求めるようにしなければなりません。

(市の役割等)

第11条 市は、こどもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてこれを保障しなければなりません。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、事業所、地域等においてこどもの権利が正しく理解されるよう必要な支援や普及啓発に努めなければなりません。

3 市は、こどもが市の施策に対して意見を表明する機会の確保に努めなけれ

ばなりません。

- 4 市は、こどもが社会に参画する機会の確保に努めなければなりません。

(権利擁護委員会の設置)

第12条 市は、こどもの権利の侵害の防止を図るとともに、こどもの権利が侵害された場合に、早期にこれを排除し、及び救済するため、丹波市こどもの権利擁護委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(任務)

第13条 委員会の任務は、次のとおりとします。

- (1) こどもの権利の侵害に関し、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) こどもの権利の侵害に関する救済の申立て又は委員会の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。
- (3) 必要に応じ、市や育ち学ぶ施設等に対し、こどもの権利の侵害に関する是正措置を講ずるよう要請し、又は制度の改善を求めるための意見を表明すること。

(組織等)

第14条 委員会は、委員3人以内で組織し、こどもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱します。

- 2 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(委員の責務)

第15条 委員は、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係機関との連携及び協力に努めなければなりません。

- 2 委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはなりません。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(委員長)

第16条 委員会に委員長を置きます。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定めます。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表します。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行します。

(会議)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査することができます。

(是正措置の要請等に係る措置)

第18条 第13条第3号の規定による是正措置の要請を受けた者又は意見を表明された者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(計画の策定)

第19条 市は、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定します。

(その他)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障がい者施策推進協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

を

「

障がい者施策推進協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
こどもの権利擁護委員会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

に改める。

(準備行為)

3 第14条第1項の規定による委員の委嘱及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

桑名市こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 保障すべきこどもの権利（第3条）

第3章 こどもの権利を保障するための役割（第4条―第8条）

第4章 こどもを支える人々への支援（第9条―第11条）

第5章 こどもの権利を保障するためのまちづくりの推進（第12条―第18条）

第6章 こどもの安全・安心の確保（第19条―第22条）

第7章 こどもの権利擁護（第23条）

第8章 条例の推進体制（第24条―第26条）

附則

（前文）

こどもは社会の宝であり、未来への希望です。

全てのこどもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在で、誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にあるこどもや、多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいるこどもがいます。

こどもたちは、友達と仲良く遊び、思いやりのある言葉に包まれ、平和の中で安全に過ごしたいと願っています。また、自分の意見が尊重され、困ったときには相談できる場所や相手を求めています。

全てのこどもたちが、安心して健やかに成長し、自分らしい人生を築くための環境を整えることは、社会の重要な使命であり、私たち大人は、本当にこどもたちが生きやすい社会を作ってきたかを真摯に問い直す必要があります。

そのような考えの下、桑名市民全体で、こどもたちと共に歩み、互いに学び合いながら成長していく決意を新たにし、権利の主体であるこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの声に耳を傾け、大人とこどもが対等な立場で協力し、こどもの権利が保障されるまちを目指します。

桑名市は、市民と共に、こどもの権利とは何かを絶えず考え、全てのこどもの権利が保障される社会を実現するため、ここに桑名市こどもの権利条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神に則り、こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) こども 18歳未満の市民その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親及び親に代わってこどもを養育する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所又は事業所に勤務する者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 市内にある、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（以下第21条において「児童福祉施設及び学校」といいます。）その他こどもが育ち、学び、活動する施設をいいます。

第2章 保障すべきこどもの権利

（特に大切なこどもの権利）

第3条 こどもは、子どもの権利条約に基づき、こどもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げるこどもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 差別されない権利
- (2) こどもにもっともよいことが考慮される権利

- (3) 幸せに育ち・生きる権利
- (4) 意見を表明し、尊重される権利
- (5) プライバシーが守られる権利
- (6) あらゆる暴力から守られる権利
- (7) 医療を受ける権利
- (8) 衣食住が確保される権利
- (9) 教育を受ける権利
- (10) 休み、遊ぶ権利

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(こどもの役割)

第4条 こどもは、自分と他の人それぞれに権利があることを理解し、尊重します。

(市の役割)

第5条 市は、こどもの権利の重要性を認識し、こどもに関する施策を総合的に実施するとともに、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進します。

2 市は、こどもが安全で健やかに育つための環境の整備に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会の確保に努めます。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、こどもの健やかな成長に第一義的な責任があることを認識した上で、こどもの気持ちを尊重しなければなりません。

2 保護者は、人格形成の基盤となる基本的な生活環境を整え、こどもの年齢や発達に応じた養育に努めます。

3 保護者は、子育てが保護者だけであるものではないことを自覚した上で、市、市民及び育ち学ぶ施設と連携し、こどもを見守っていくよう努めます。

(市民の役割)

第7条 市民は、こどもの権利を知り、こどもと共に、こどもの権利が保障されるまちづくりに努めます。

2 市民は、こどもを地域で見守り、こどもが地域に参加できる環境づくりに努めます。

3 市民は、こどもの権利を保障するための施策や活動に協力するよう努めます。

4 市民は、仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。

(育ち学ぶ施設の役割)

第8条 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を学び、理解しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、こども、市、保護者及び市民と連携・協働し、安全・安心かつ健やかに成長できる取り組みを推進します。

3 育ち学ぶ施設は、こどもの置かれた多様な状況に配慮し、様々な手段を活用して、こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会を保障します。

4 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を保障するため、当該施設の関係者が専門性を高めることができる機会の確保に努めます。

5 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者間で日常の保育や教育等の喜びや悩みを共有でき、こどもに心身のゆとりを持って関わり合える環境の整備に努めます。

第4章 こどもを支える人々への支援

(保護者への支援)

第9条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者に対し、それぞれの家庭等の状況に応じた適切な養育ができるよう支援に努めます。

(育ち学ぶ施設への支援)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるために行う自主的な活動のほか、当該施設がこどもの権利を保障するために行う環境の整備に対し、必要な支援を行うよう努めます。

(市民活動への支援)

第11条 市は、こどもとの適切な関わりが継続的になされるよう、こどもを支援する人材の育成そ

の他のこどもの権利を保障するための市民による活動に対し、必要な支援を行うよう努めます。

第5章 こどもの権利を保障するためのまちづくりの推進

(こどもの居場所)

第12条 市は、こどもの年齢や発達に応じた多様な居場所づくりを推進します。

2 市は、こどもが自ら安心して過ごせる居場所を作ることができるよう、こどもやこどもを支援する市民に対し、必要な支援を行うよう努めます。

(療育・発達支援等)

第13条 市及び育ち学ぶ施設は、こども一人ひとりの発達特性に合わせ、必要な配慮をするとともに、適切な療育・発達支援が受けられるよう、環境の整備に努めます。

2 市は、こども一人ひとりの発達特性を早期に把握し、適切な療育・発達支援に繋がれるよう、保護者又は関係機関と連携して必要な支援に努めます。

3 市は、前2項の支援の対象となるこども及びその保護者や家族が休息を必要とする時に休むことができるよう、環境の整備に努めます。

(学びの機会)

第14条 市及び育ち学ぶ施設は、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、一人ひとりに適した学びを選択できるよう、環境の整備とそれぞれの状況に応じた支援に努めます。

2 市は、家庭等の状況に関わらず、こどもが希望する進路や学校外の学びを安心して選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。

3 市は、何らかの理由で学校に通っていないこどもが、社会的自立を目指し、一人ひとりに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。

4 市は、市民及び育ち学ぶ施設に対し、多様な学びの場が必要とされていることを啓発します。

(こどもに関わる相談)

第15条 市は、こどもが身近な場所で、困りごとや不安に感じることを安心して話すことができるよう、多様な相談の場の拡充に努めます。

2 育ち学ぶ施設は、当該施設で、こどもが安心して相談できる体制の整備に努めます。

3 市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設から、直接相談を受けることができる環境を整備します。

4 市は、こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者が必要に応じて適切な支援に繋ぐことができるよう、関係機関における連携体制の整備に努めます。

5 市は、こどもに関する相談に適切に対応できる専門性を有した支援者の育成に努めます。

6 こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守り、本人の同意なしに他者に開示しません。ただし、他の法令に定めがある場合は、この限りではありません。

(こどもの意見表明)

第16条 こどもは、自由に自分の意見を表明することができます。

2 こどもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。

3 こどもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。

4 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見の表明を支援する人材の育成のほか、こどもが意見を表明しやすい環境づくりに努めます。

5 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、自分でうまく意思を伝えられないこどもに対し、その意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見を代弁するよう努めます。

6 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに関係のあることを決めるときは、こどもと対話するなど、互いの理解を深めることに努め、こどもの最善の利益が優先されるよう考慮します。

(こどもの参加)

第17条 こどもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

2 市は、市政、とりわけ、こどもが利用する公共施設の環境の整備と運営に、こどもの意見が反映される仕組みづくりに努めます。

3 市は、こどもが社会参加の重要性を理解できるよう、こどもの社会参加を促進するための環境づくりに努めます。

4 市民は、こどもの多様な社会参加に協力するよう努めます。

(市民との協働)

第18条 市は、第12条から前条までの規定により、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進するに当たっては、専門性を有する市民の知見を尊重し、協働するよう努めます。

第6章 こどもの安全・安心の確保

(こどもの安全・安心を守るための施策の推進)

第19条 市は、こどもが安全・安心に生きられるよう、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るために必要な施策を推進しなければなりません。

2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、前項の施策の推進に協力するよう努めます。

(不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰の防止)

第20条 こどもに対する不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰（以下「不適切な関わり及び暴力等」といいます。）は、こどもの権利の重大な侵害であり、こどもの心身の発達にも多大な影響を与えるものであるため、絶対にしてはなりません。

2 市は、こどもに対する不適切な関わり及び暴力等が行われないよう、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対して啓発を行うとともに、こどもが不適切な関わり及び暴力等を受けず、安全・安心に暮らすことができるよう、環境の整備に努めなければなりません。

3 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する不適切な関わり及び暴力等が疑われる事案を発見したときは、速やかに市又は関係機関に連絡しなければなりません。

4 市は、関係機関と連携しながら、不適切な関わり及び暴力等を受けたこどもの心のケアをはじめとした必要な取り組みを行いつつ、その背景や原因の究明に努め、再発防止策を講じなければなりません。

(育ち学ぶ施設における体制整備)

第21条 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者に対する研修や相談体制の整備とともに、不適切な関わり及び暴力等の防止体制を構築しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設のうち児童福祉施設及び学校は、前項の体制に対し、第三者の評価を受けるよう努めます。

3 市は、前項の児童福祉施設及び学校が前項の評価を受けるに当たり、必要な支援を行います。

(いじめの防止と発生時の対応)

第22条 いじめは、こどもの権利を侵害する重大な行為であり、許されるものではありません。

2 市は、いじめを防止するため、いじめに関する調査研究を行い、市民への啓発をはじめ必要な施策を講じます。

3 市及び育ち学ぶ施設は、こどもがいじめを受けることなく、安心できる環境を整備し、互いに連携していじめの防止に取り組めます。

4 市及び育ち学ぶ施設は、いじめの早期発見に努め、いじめがあったときは、直ちに被害にあったこどもを守り、保護者、地域のほか、必要に応じて児童相談所、警察署その他の関係機関と連携していじめの解消に努め、必要な措置、指導又は支援を行います。

第7章 こどもの権利擁護

(こどもの権利擁護委員会の設置)

第23条 市は、こどもの権利侵害に対する救済及び回復等を目的として、こどもの権利を擁護する機関（以下「こどもの権利擁護委員会」といいます。）を設置し、その活動を支援します。

2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもの権利擁護委員会の活動に協力します。

3 こどもの権利擁護委員会は、市のこどもの施策等を所管する部署とは独立した機関とし、次の各号に掲げる職務を行います。

(1) 申し立てのあった権利侵害事案に対する調査及び調整

(2) 関係者への是正勧告

(3) 前号の是正勧告を受けた者に対する報告要求

(4) 第15条第3項の規定により設置する相談窓口への助言及び支援

(5) こどもの権利の普及啓発

4 前項に定めるもののほか、こどもの権利擁護委員会の運営等に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

第8章 条例の推進体制

(普及啓発)

第24条 市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対し、こどもの権利の普及啓発を行います。

2 前項の普及啓発に当たっては、市民の多様性を考慮して、その推進を図ります。

3 市は、こどもの権利に対する理解を深めるため、桑名市こどもの権利の日を定め、更なる普及啓発を図ります。

4 前項の桑名市こどもの権利の日は、11月20日とします。

(推進計画)

第25条 市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

2 前項の推進計画には、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定に基づいて策定するこども施策についての計画を位置付けます。

3 市は、第1項の推進計画に、この条例の推進を図るために必要な事項を定めます。

4 前項に対する評価と検証は、桑名市子ども・子育て会議条例(平成25年桑名市条例第42号)第1条の規定により設置の桑名市子ども・子育て会議が行います。

5 前項の評価と検証は、こどもの権利の保障状況を踏まえて行います。

6 前項のこどもの権利の保障状況を把握するため、第23条で設置するこどもの権利擁護委員会の意見のほか、様々な手段を講じ、あらゆる年代のこども、保護者その他関係者から意見を聴取します。

(条例の見直し)

第26条 市は、この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとに、前条第4項の評価と検証を踏まえ、見直し等必要な措置を講じます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、第23条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(検討)

2 市は、この条例の施行後2年を目途として、三重県におけるこどもの権利擁護の状況を勘案し、必要があると認めるときは、第23条について必要な措置を講じるものとします。

(桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 桑名市子ども・子育て会議条例(平成25年桑名市条例第42号)の一部を次のように改正します。第2条第3号を同条第4号とし、第2号の次に次の1号を加えます。

(3) 桑名市こどもの権利条例(令和6年桑名市条例第39号)第25条第4項に規定の評価と検証をすること。

参 考

(制定のあらまし)

児童の権利に関する条約の精神に則り、こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障するため条例を制定するものであります。